

国際会計基準（IFRS）の適用が企業に問いかけること ——日本ユニシスのIFRSソリューション/サービスのご紹介

小岩井 毅

要約 国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）の国内上場企業への強制適用が、最短では2015年3月期から実施される。国際会計基準（IFRS）は投資家保護と市場の健全性確保を目的として、市場から資金調達を図る企業に対して、企業経営に関するより一層の情報開示を求めるものである。

経済のグローバル化を主たる背景とする競争の激化にさらされ、企業は連結決算から連結経営を経て、グローバル連結経営の実現による全体最適を目指すことで生き残りを図る。国際会計基準（IFRS）は100を超える国々で採用されている標準化された「度量衡」であり、透明化された企業の経営状況、資産状況、そしてこれらを管理する経営者による意思決定内容を投資家に説明するためのものである。

本稿では、国際会計基準（IFRS）に関して、今なされているその議論の中身を整理する。経理部門の方だけでなく、他部門の方が国際会計基準（IFRS）の本来的な影響を腹に落としていただき、幽霊の正体にあたりを見つけ、それぞれの立場、役割における次なる意思決定に供することをゴールとしている。また、この企業対応に際して、日本ユニシスが提供するソリューションやサービスを紹介する。

1. はじめに

国際会計基準（International Financial Reporting Standards, 以降IFRSと表記）に関するブーム的な熱狂も、2011年半ばに来て、ようやく一息ついた様子である。2010年の下半期あたりは、今回のIFRS適用企業と対象を同じくして、2008年4月から強制適用された内部統制（J-SOX）に関する当時の熱狂をそのままに再現しているかの様相だった。この熱狂の背景にあるものは「不明なるもの」に対する恐怖にも似た関心と思われる。これをマスコミがドラマティックに仕立て上げ、あたかも「IFRSを知らねばビジネスマンに非ず」といった風潮を生み出してきた。日本の企業人の多くは会計に疎いという事情も加わり、「幽霊の正体探し」は益々熱狂に踊ったという訳である。

しかしながら、この熱狂の裏側には、IFRSの適用を公開会社（上場会社）に求めることへの背景、即ち現在の世界をきちんと理解しておきたいという思いが深層に横たわっている様子が感じられる。グローバル化が急速に進み、従来からの世界の枠組みが大きく変わってしまった現状に関して、自分が納得できる答えが欲しいという思いであろう。

本稿ではIFRSが企業経営に与えるインパクトを、①企業における制度対応、②IFRSの適用が企業に求める本来的な対応という二つの側面から考察する。また、IFRSを必要とする現在の企業経営環境に関しても整理する。尚、個別論点に関する説明や解釈の詳細については、巷間に数多く存在する情報にその内容を任せるものとする。

2.1.1 IASBによる活動

IFRSの策定・更新を行なう団体が国際会計基準審議会（IASB）である。本部はロンドンにあり、アジア・オセアニアでの拠点は、2011年2月、日本が他国に競り勝ち、東京への誘致に成功した。この組織はIFRSの策定・更新状況をWEBサイトなどで都度世界に発信しているが、その検討に際しては「徹底した、開かれた、参加型の、透明性のあるデュープロセス」を取るものとしており、時として策定スケジュールの遅延が発生している。

2.1.2 米国での対応

米国には自国の会計基準に関する自負があり、ヨーロッパ生まれの会計基準を押し付けられることに抵抗がある。現在、米国ではアドプション（丸呑み）という言葉は使わずに、インコーポレーション（組み込み）という言葉に変わってきているとのニュースもある。あくまでも従来の米国基準があり、ここに新しい考え方を組み込むという発想である。

2007年より米国市場で上場する外国企業に対してIFRSによる開示が容認されている。2011年がIFRSと米国基準が実質的にコンバージェンス（収斂）される目標期日とされており、また、2011年には米国企業への強制適用が可能かどうか決定される予定である。

2.2 国内での検討

2009年6月に金融庁が発表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」をもって、国際会計基準対応が大きく舵を切った。ここでは、国内の上場企業の連結決算を対象に2015年、もしくは2016年に国際会計基準を強制適用する方向性が記されている（強制適用の可否とその対象については2012年に改めて発表される）。

また、任意適用（早期適用）に関しても、国外での経済活動等に関する条件を満たす企業を対象として、2010年3月以降の決算から認められており、すでに日本電波工業株式会社、HOYA株式会社がIFRSでの決算開示を行なっている（HOYA社のIFRSによる開示は、2010年3月期から認められているIFRSの任意適用ではなく、同社の自主的な取り組みである）。今後、強制適用開始までに100社程度がIFRSを任意適用することが予想されている。

2.2.1 金融ビッグバン/会計ビッグバン

そもそも国内における会計基準の変更、国際化の流れは1990年から始まった「金融ビッグバン」から連綿として継続されている。「金融ビッグバン」は1998年頃には「会計ビッグバン」となり、現在に至っている。「金融ビッグバン」「会計ビッグバン」の双方ともに、その主題は「連結決算」（2000年3月期から強制適用）と「時価会計」である。「時価会計」はIFRSにおける「公正価値」に連なるものであり、市場動向に大きく影響を受ける金融資産の評価、固定資産の減損、退職給付会計などの基礎となっている考え方と言える。

2.2.2 内部統制対応（J-SOX法）

米国におけるサーベンスオクスレー法（SOX法）も、本来的には株主に対して正しい情報を提供することが目的であり、企業情報の開示に関する国際化の一環と考えることができる。J-SOX法は、2008年4月から始まる会計年度から、国内上場企業を対象に金融商品取引法に定められ、強制適用がなされた。その後金融庁は2011年3月、同年4月以降の会計年度から

金融商品取引法における内部統制対応の負担を軽減する意見書を発表した。IFRSは「原則主義」とされているが、日本企業はJ-SOX対応において、既にこの「原則主義」を体験済みであると言える。

2.2.3 コンバージェンス/アドプション

2011年6月末をゴールにIFRSと日本基準の差異を無くすというのがコンバージェンス（収斂）である。これは「東京合意」（2007年）という取り決めに則り、着々と進んでいる。最新の進捗状況はASBJのWebサイトにて公開されている。そして、（最短で）2015年3月期以降は、連結開示に関しては国内基準がなくなり、国際会計基準を丸呑みしてしまおうというのがアドプションである。

最近実施されたコンバージェンスとしては、セグメント情報開示（2010年3月）、包括利益の表示（2011年3月）、資産除去債務（2011年3月）などがある。

2.2.4 金融庁

本節に記したスケジュールの発表以降も金融庁は、財界、各種団体などからの意見・要望を受け、現在起きていることには「誤解がある」として、2010年4月に「国際会計基準適用（IFRS）に関する誤解」を発表した。ここでは、対象があくまでも連結開示にあること、非上場企業には適用の必要がないこと、過度な情報システムの更改が不要であることなどが記されている。

2.2.5 企業会計基準委員会（ASBJ）

日本における会計基準を作っているのが企業会計基準委員会（ASBJ）である。IFRSに関してもここが国内基準の変更を司っている。ASBJは監査法人と財界（企業）のメンバーからなり、ここにアナリストや金融庁などがオブザーバーとして加わっている。実働しているのは主として監査法人からの出向メンバーである。

2.2.6 公認会計士（監査法人）

企業の財務諸表監査を行なう監査法人も勿論ながらこの議論に加わっているが、大手監査法人以外では、IFRSに関する専門家の不足が懸念されている。

2.2.7 各種協会・団体

今回のIFRSの影響が大きい各種協会・団体ではしきりに議論がなされており、経団連、経済同友会などの財界団体からは意見書も提出されている。業界団体においても、リース業界の様に現行のビジネスにおいて業界企業、契約先の双方に新たな作業の発生が見込まれるところは基準の見直しを求めている。

2.2.8 アナリスト

アナリストにとって、IFRSによる開示は基本として歓迎されるものと言える。経営者の意思決定に関わる情報（管理会計）の開示がこれまで以上に進むことで、アナリストによる企業の業績予想は、単に売上からの利益に基づくだけでなく、長期間に渡る企業の儲ける力に基づくものへとその判断根拠が深まることになる。

2.2.9 投資家

IFRSの本来的な目的は「投資家保護」である。IFRS適用は企業と投資家の間に横たわる「情報格差」を埋めることで、投資家が安心して投資できるようにする。そのために、企業における潜在的なリスク、経営に関わる意思決定内容などが明らかにされることをIFRSは企業に求める。

3. 企業における対応状況

会計基準変更の当事者である企業における対応はどうなっているのだろうか。その対応は両極端に分かれている。一つにはこの変化を企業改革のエンジンとして積極的に対応を進めるところ、一つには制度対応を中心とするところである。しかしながら、積極的に対応を進めるところも、その真のゴールは国際会計基準への対応ではなく、本来的な業務改革、業務改善にある。

3.1 任意適用

2.2節で述べたように、2010年3月から国内企業にも任意適用（早期適用）が認められており、これまで日本電波工業株式会社、HOYA株式会社の2社が国際会計基準での開示を行なった。2011年3月期では約40社、強制適用までには約100社の企業が任意適用を行なうとされている。任意適用のメリットは、国際的な信用の確保、資金調達の優位性、企業経営の見える化などである。

3.2 強制適用による制度対応

大多数の企業が2012年の金融庁の発表を待って、強制適用年度からのIFRSでの開示を行なうとしている。更には、IFRS対応を目的とした費用は極力掛けないという方針がここに加わる。一方では本来の企業経営要請に基づく会計システムの見直し、グローバルな連結経営基盤の構築といった対応に迫られる企業もあり、IFRSはそこにおける一つの要件として織り込まれることになる。

また、企業が下す意思決定項目の最もシンプルなものとして、『会計帳簿の保有形態』がある。これは、我が国では、単体決算を対象に、法人税法及び消費税法において帳簿保存義務（法人税法施行規則54、消費税法58等）が存在することを背景とする。

大別して、親会社の負担は多いがグループ全体としての負担は少ない「連結調整モデル」と、グループ全体としての負担は多いが本来的な会計ガバナンスが高い「複数元帳モデル」があり、どちらかを選択する。

3.3 検討状況

対象企業のほぼすべてで検討プロジェクトが立ち上がっている。しかし、具体的な検討や対応は必ずしもすべての企業では始まっていない。IFRSの適用に関しては、金融庁の発表（2012年）を待つ企業が多いとされており、様々な団体によるアンケートにおいても、具体的な対応の開始は2011年度の下期以降から開始される様子である。

売上規模の大きな企業（売上規模：3,000億円程度以上、国内上場企業において約350社）、連結する海外子会社が多い企業などでは、より積極的な検討が進められている。検討は主とし

て経理部門が主導し、ここにコンサルタント、多くは財務諸表監査を担当する監査法人がアドバイザーとして加わる。情報システム部門の関与は、経理部門による基本的な対応方針の策定後となる。

3.3.1 経営/経理部門

国内基準との差異を分析し、決算・開示という今回の「出口」から社内での対応内容を考えるとする企業が多い。IFRSは利益の測定に際して、従来の「収益費用アプローチ」ではなく「資産負債アプローチ」をとることから、特にバランスシートへの影響をもたらす事項（リースのオンバランス化、負債の時価評価、退職給付債務の即時認識、特別目的会社（SPC）のオンバランス化など）については、決算開示において大きな影響を及ぼしかねない。重要な個別論点においても、現時点で改訂中のものがあり、企業での最終的な対応案の策定は足踏みをしている（収益認識、リースなど）。また、IFRSは原則主義とされており、原則を遵守する一方で細かな判断基準は企業内で決めていかなければならないことから、現時点では「IFRS基本方針書」を作成している企業もある。

3.3.2 情報システム部門

経理部門による要件化の遅れから、情報システム部門での検討がなかなかスピードアップしないのが現状である。対応期間が短くなればなるほど対応可能な事項も限定されてくることから、情報システムへの直接的な影響は予め最小化することを前提として反映を考える企業が多いことも予想される。

IFRSの主要な論点と情報システムにおける影響は図2のとおりである。



図2 IFRSと日本基準の差異対応と情報システム

3.3.3 その他

営業部門、生産・流通部門、研究開発部門、内部監査（統制）部門などにおいて、以下に挙げるようなIFRS適用の影響が発生する。

- ・総務部門：固定資産管理、契約管理、株主総会運営、リスク管理など
- ・人事部門：退職後給付、リストラ引当金、有給休暇引当金など
- ・営業部門：契約内容確認（返品権、買戻条件）、収益認識ルールの全社取り組みなど
- ・生産・流通部門：棚卸資産の計上方法の変更、収益認識（出荷基準、着荷基準、検収基準）、ポイント・レポートの会計処理など
- ・研究開発部門：研究/開発活動の区分、研究開発プロジェクトの実現可能性の検討など
- ・内部監査（統制）部門：決算プロセス、業務プロセスにおける統制手続きの変更対応など

4. 個別論点から考えるIFRS

IFRSの論点において主要とされる条件は、①多くの企業にとって共通した影響が発生すること、②これまでの国内基準との会計処理における差異が大きいこと、③新しい基準により開示情報のメッセージアウトが大きく異なること、と言える。「固定資産」「収益認識」「決算・開示」などがこれに相当する。また、この国際会計基準そのものにおける論点とは別に、連結処理に関するグループ大の方針という論点がある。所謂、「連結調整」「複数元帳」という論点である。

4.1 主要論点のまとめ

国際会計基準における主要論点を以下に挙げる。

- ・収益認識基準
 - 収益認識時期の見直し、履行義務単位の収益認識、時間価値の収益への反映、代理人取引の純額表示など
- ・有形固定資産
 - 耐用年数・償却方法等の見直し、コンポーネントアプローチの導入、減損判定の厳格化、減損の戻し入れなど
- ・リース会計
 - リース期間の見積り、オペレーティングリースの資産計上など
- ・無形資産
 - のれんの非償却・減損処理、開発費の資産計上など
- ・退職後給付
 - 過去勤務債務・保険数理差異の一時認識など
- ・金融商品
 - 負債性金融商品と持分金融商品に区分した評価、負債性金融商品の減損処理の方式変更など
- ・連結決算
 - 経済的単一体説に基づく会計処理、連結範囲の変更、決算日の統一など
- ・財務諸表
 - 包括利益概念の導入、経常利益・特別損益の廃止など

4.2 複数元帳/連結調整

3.2節に記した会計帳簿の保有形態に着目した複数元帳モデルと連結調整モデルの内容を図3に整理した。単体ベースでの決算が税法に基づく国内基準で継続される見通しであることから、企業での対応も「単体：国内基準」「連結：IFRS」という二つの基準に基づくことになる。連結調整モデルは子会社の負担は少ない一方、連結決算を行なう親会社の負担が多く、複数元帳モデルは親会社の負担は少ない一方、子会社に国内基準とIFRSの双方で単体決算の対応を求めることから子会社の負担が多くなることが予想される。

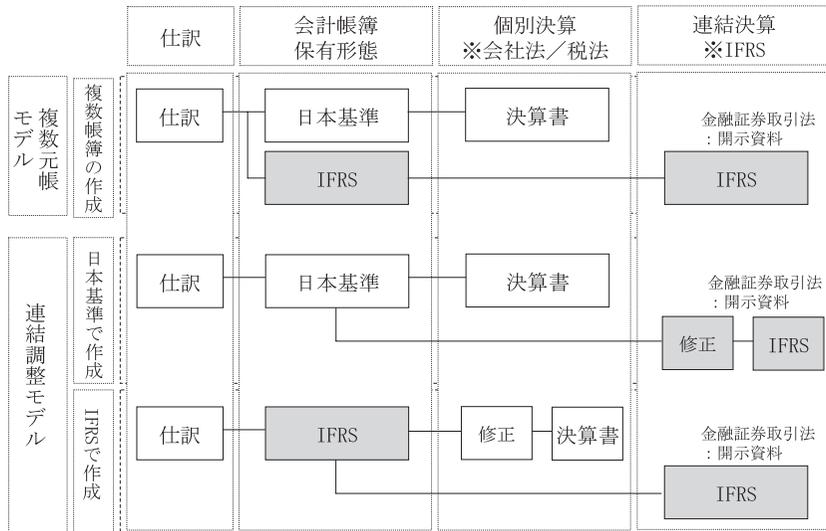


図3 複数元帳モデルと連結調整モデル

5. IFRSの適用が企業に問いかける本来的な意味

そもそもIFRSが世界中から必要とされることになった背景にこそ、着目をし、その対応を図るべきである。グローバル化、競争の激化、アジアの勃興、世界的な金余り、インターネットの全世界カバー（知識と技術の伝播と品質差異の解消）、クラウドコンピューティングの登場（新たな事業インフラの選択肢）、複雑な金融商品、多種多様なリスクの発生など、めまぐるしい変化が起きている現代は、企業経営者にグループ大での経営グリッパと正しく迅速な意思決定を求める時代である。

5.1 企業の業績評価

企業の業績評価は、従来日本では当期純利益（会計期間における収益から費用を引いたもの）を重視してきたが、IFRSでは包括利益（資産の増減）に変わるとされている。しかしながら、全面的に包括利益ベースで企業の業績を評価することに関しては問題があり、懸念されている。包括利益は「本業の収益を生む力と保有する資産の価値」の双方から計算されるが、「保有する資産」のうち株価や不動産などの価値は市場動向により大きく変動することもあり得るからである。

5.2 本質的な儲ける力

IFRS が国内基準と異なる本質的なものに「公正価値」というものがある。企業が収益を生むために取得した資産は、常にそのときの「公正価値」で計られる。これは企業に余計なリスク（資産を保有すること）を負わないための「持たざる経営」を求めることになる。経営資源をいかに効率的に使うかによって儲けを出すのかが問われる。

5.3 資金調達

企業の財務報告（決算開示）は、その資金調達戦略において、直接金融にせよ、間接金融にせよ、関係者間で共有される最も重要な情報である。企業の資金調達戦略において、グローバル市場からの調達、外国人投資家からの調達はもはや避けることができず、各国で共通のモノサシで表現された IFRS による決算開示は不可欠なものとなっている（東証一部における外国人投資家の比率は 60% を超えている）。

5.4 M&A

IFRS の適用とは、企業に対して常に自らをデューデリジェンスしている様なものである。また実際に「のれんの償却」（従来は 20 年間による償却）を行わないことから、企業による M&A はますます活性化することが予想される。しかしながら、買収した企業の業績が悪化した場合には、減損処理をしなければならず、投資家は企業買収を行なった経営者に対して、その説明責任を問うことになる。

5.5 CSR の強化

企業経営に関わるステークホルダーの数は一貫して増え続けている。これらのステークホルダーが求めるのは「素早く」「正確な」企業経営情報であり、また環境、品質などの多方面にまたがるマネジメントシステムへの対応である。

6. 日本ユニシスの IFRS ソリューション、サービス

本章では、日本ユニシスが提供する IFRS ソリューション、サービスを紹介する。

6.1 IFRS 影響度調査

日本ユニシスでは IFRS と国内基準との差異に着目して徹底分析を行い、IFRS が情報システムに与える影響をとりまとめたテンプレートを開発した。客先にてこのテンプレートを用いてアセスメントを実施し、約 5 週間の期間で顧客に最適な IFRS 対応プランを提出する。

IFRS 影響度調査は経理部門による基本方針を受けてから行うケースと、IFRS 対応の予習として情報システム部門にてその適用インパクトを（事前に）明確化するために行なうケースの双方において効果が期待される。

6.2 連結・決算ソリューション

最も基本的な IFRS 対応を考えた場合、その中核となるのは「連結会計システム」である。日本ユニシスでは自社利用にてその機能、品質、性能を知り尽くしている DIVA 社の「Divasystem」を顧客に提案している。これまで Excel などを用いて行なってきた連結決算業務を

IFRS 適用に際して見直し、連結会計パッケージの導入を検討する企業も多くなっている。

6.3 固定資産管理ソリューション

固定資産は比較的早期に論点が固まっており、また、すべての企業において、関連する事項であることから、IFRS 関連ソリューションとしては最も早いタイミングから、企業検討がなされてきた。日本ユニシスでは多くの企業に導入していただいている「FaSet FA」のIFRS 対応版をリリースする。資産除去債務対応、税法対応など、継続的な保守の対応をしている。

6.4 ERP

本来的にERPにおいては、IFRS 対応の機能はバージョンアップ等により提供される。4.2 節に記した「複数元帳」対応などもその一つである。基幹業務システムの再検討、再構築という命題における要件の一つとしてIFRSを捉え、2010年度に引き続き2011年度もERPの見直し機運が高まることが予想される。

6.5 グループ連結経営基盤構築

IFRS が企業に求めるのは連結対象となる企業全体での経営情報（意思決定情報）である。実際には大半の企業では複数の会計ガバナンス、複数の会計システムが混在して利用されており、このような現状では、経営情報の素早い収集と、有用なレポートは難しい。この複数混在型環境における会計（明細）データの収集と解析、レポートに関して、日本ユニシスではDIVA社との協業に基づき、「DivaSystem GEXSUS」（データ収集）、「DivaSystem MIPS」（データ分析）というソリューションを適用している。

7. おわりに

企業におけるIFRS対応はこれからが本番となる。本稿では個別論点に関する記述ではなく、「IFRSの適用」に関する本質的な意味を考えることを主題とした。本稿をお読み下さった方がIFRSに関する現在の議論に関して、僅かでも不明点を少なくしていただければ幸いである。

本稿の内容に関して多くの示唆や指摘をいただいた法政大学大学院教授：石島隆先生に御礼を申し上げます。

-
- 参考文献** [1] IFRS 研究会, 石島隆監修, 「IFRS 業務変革を迫る会計の新潮流」, 同友館, 2011年4月, P33 ~ P35, P101 ~ P124
 [2] IFRS 研究会, 石島隆監修, 「IFRS 国際財務報告基準入門」, 同友館, 2010年2月, P203 ~ P217
 [3] 中澤進, 石田正, 「包括利益経営」, 日経BP, 2010年5月, P70 ~ P76
 [4] 木村仁志, 「2011年度, 企業は何をなすべきか」, アビタス通信, 株式会社アビタス, Vol.18, 2011年3月, P1 ~ P2
 [5] 茂木秀俊, 高橋達, 「IFRSで経営力を高める」, アビタス通信, 株式会社アビタス, Vol.18, 2011年3月, P4 ~ P6
 [6] IASB, <http://www.ifrs.org/Home.htm>

執筆者紹介 小岩井 毅 (Tsuyoshi Koiwai)

1986年日本ユニシス(株)入社。ソフトウェアビジネス企画、Eビジネス/ブロードバンドに関するマーケティングプランニング、ビジネスアグリゲーション事業推進などを担当。2006年からは内部統制関連ビジネス、国際会計基準関連ビジネスの企画推進を行なう。

